

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 27 年 8 月 17 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 小川 康恭

◎調達機関番号 606 ◎所在地番号 13

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び数量
直管 LED ランプの購入及び取付作業 一式
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成 27 年 12 月 21 日
- (5) 履行場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 〒204-0024 東京都清瀬市梅園 1-4-6
- (6) 入札方法
入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。

2 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りでない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後 2 年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

- ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」又は「役務の提供」でA、B、C又はD等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部
総務課経理第一係 電話 042-491-4512
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から交付するので、上記3(1)まで連絡のこと。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 入札説明書を参照。
- (4) 入札書の受領期限 平成27年10月7日午後2時00分
- (5) 開札の日時及び場所 平成27年10月7日午後2時00分 独立行政法人労働安全衛生総合研究所本部棟3階総務課会議室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した役務を履行することができることを証明する書類を開札日の前日までに提出しなければならない。入札者は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる

義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entry : Yasutaka Ogawa, President of the National Institute of Occupational Safety and Health, Japan
- (2) Classification of the products to be procured : 26
- (3) Nature and quantity of the services to be required : Purchase of LED lamps and installation work , 1 set
- (4) Fulfillment period : December 21, 2015
- (5) Fulfillment place : National Institute of Occupational Safety and Health, 1-4-6 Umezono Kiyose-shi Tokyo 204-0024 Japan
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
 - ① have an ability to conclude this contract, or not be bankrupt who has not reinstated. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons,
 - ② a) not intentionally executed construction work or production with poor workmanship, or not committed dishonest acts concerning the quality or quantity of goods in the course of performance under

- a contract,
 - b) not disturbed the enforcement of fair competition, impaired fair pricing, or conspired with others to gain improper profits,
 - c) not blocked a successful bidder from executing a contract, or not prevented a contractor from performing his obligations under a contract,
 - d) not prevented government officials from performing their duties in exercising supervision or making an inspection,
 - e) not failed to perform his contractual obligations without just cause,
 - f) not hired anyone who committed any of the foregoing acts within the last two years as an agent, manager or employee for the performance of a contract,
- (7) Have Grade A or B or C or D on “selling of products” or “provision of services” on in terms of the qualification for participating in tenders by Director, Accounts Division, Minister’s Secariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2013 , 2014 and 2015
- (8) Time limit for tender : 14:00 , 7 , October , 2015
- (9) Language to be used in the procurement contract : Japanese
- (10) Currency of procurement : Japanese Yen
- (11) Contact point for the notice : Accounting Section, National Institute of Occupational Safety and Health, 1-4-6 Umezono Kiyose-shi, Tokyo 204-0024 Japan.
TEL 042-491-4512

入札説明書

1 競争に付する事項

(1) 件名

直管 LED ランプの購入及び取付作業 一式

(2) 業務の内容・規格・数量

仕様書のとおり

(3) 履行期間、場所及び支払条件

履行期間 契約締結の日から平成27年12月21日

履行場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

支払条件 履行完了の確認をもって支払うものとする。

2 入札説明会の日時及び場所

日時 平成27年9月1日（火）午後1時00分

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

本部棟3階総務課会議室

内容 調達に係る説明及び設置場所の現地確認

入札説明会に参加する場合は、平成27年8月31日（月）午後5時までに下記8の連絡先
あて登録すること。なお、入札説明会への参加は、入札参加の必須条件ではない。

3 入札及び開札の日時、場所

(1) 入札書の提出

入札書は、郵便もしくは信書便による送達（以下「郵送等」という）又は入札会場への
持参により受け付ける。

ただし、郵送等の場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日当日の午前1
0時00分までに必着のこと。

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成27年10月7日（水）午後2時00分

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

本部棟3階 総務課会議室

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明する
書類を入札書と合わせて提出しなければならない。

5 入札心得

(1) 入札価格は、本件の履行に係る費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。

(2) 入札書の形式は任意とし、宛名は「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」と
すること。また、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること（別添様式
1）。

(3) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（別添様式2）

(4) 入札書における金額訂正は行わないこと。

(5) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのた
めの入札書を用意すること。なお、郵送等による入札の場合は、以下のとおりとする。

① 再度入札を行う際に参加を希望する場合は、あらかじめ複数の入札書を送付すること。
入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に社名及び「開札日『入札件名』」の入札書在

中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回目」、再度入札の入札書在中の封筒には「2回目」と記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、送付すること。

② 再度入札を行う際に参加を希望しない場合は、入札書を1通のみ送付すること。

(6) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) 落札者は、本公告に示した仕様を履行完了可能と独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長が判断した入札者であって、予定価格の制限内で最低価格を提示した者について後述の「6 契約前提条件」を確認後、契約を締結する。

6 契約前提条件

(1) 予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札を行った者には、契約締結の優先権第一位の権利を与えるものとする。

(2) (1)の者は、入札の日を含め3営業日以内に、仕様書別紙2（納入品仕様提示様式）と必要添付資料及び作業日程を提出しなければならない。

(3) 履行完了可能の判断をもって契約の締結を行う。

7 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了承ください。

8 その他

(1) 仕様書に対する質問

平成27年9月25日（金）午後5時00分までFAX（様式自由）にて受け付けることとし、平成27年9月30日（水）までに回答する。

(2) その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせること。

電話 042-491-4512 塩見（内線229）、長井（内線228）

FAX 042-491-7846

メール shiomi-masako@s.jniosh.go.jp 、 nagai-masaki@s.jniosh.go.jp

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 「直管 LED ランプの購入及び取付作業 一式」

2 金 額 ￥ ー (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成27年 月 日

入札者 住 所
会 社 名
代表者名
代理人名

印
印

委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「直管 LED ランプの購入及び取付作業 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の
行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成27年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人名

印
印

＜独立行政法人の契約に係る情報の公表＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

仕様書

- 1 調達件名
直管LEDランプの購入及び取付作業 一式

- 2 納品・作業場所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区（以下「研究所」という。）
東京都清瀬市梅園1-4-6

- 3 調達の目的及び概要
 - (1) 研究所施設の省エネルギーを推進するため、既存の蛍光灯について、既存の灯具を活用した直管LEDランプの導入（購入及び取付）を行う。
 - (2) 直管LEDランプは、消費電力が少ないだけでなく、長期間に渡り安定した光量その他の性能を有するものとする。

- 4 調達製品及び取付作業の詳細
 - (1) 直管LEDランプの導入本数及び仕様は別紙1のとおりとする。
 - (2) 取付作業は別紙3のとおりとする。個々の作業場所の状況については、入札説明会時又は業者決定後に確認すること。

- 5 不良交換
 - (1) 履行完了後、5年間（瑕疵担保期間含む）次のとおり不良交換対応を行うこと。
 - ① 不良とは、履行終了後5年以内であって、受入検査における照度測定値の70%以下に低下した場合又は照度が定格の70%以下に低下した場合をいう。
 - ② 不良に該当した場合は、別紙1の仕様を満たす代品納入をもって行うこととし、交換にもなう作業は要さない。
 - ③ 代品納入は、不良の連絡から1か月以内に対応すること。
 - (2) 不良に係る連絡先を受入検査時に提示し、その後変更があった際には通知すること。

- 6 履行期間
契約締結日から平成27年12月21日までとする。ただし、不良交換については5（1）に示すとおり、履行完了後5年間対応すること。
履行完了後、別紙3の3（10）に示す記録及び自主検査の結果を提出した上で、平成27年12月21日までに受入検査を受けること。

以上

導入本数及び仕様

1 数量

40W形（約1.2m）：3,822本

※上述の本数と現場の数量に誤差があった場合、1%の範囲内まで役務内で実施すること。

(単位：本)

	直管蛍光管 40W形	
	40W※ ラピッド、スターター	32WHF
本部棟	806	
材料・新技術安全実験棟	812	
油圧ユニット室	13	
機械安全システム実験棟	210	
電気安全実験棟	377	
建設安全実験棟	298	32
環境安全実験棟	353	
化学安全実験棟	230	
共同研究実験棟	134	274
配管等爆発実験施設		94
放電着火実験室	24	
粉塵帯電実験室	16	
液体攪拌帯電実験室		46
システム化学電気室・コンプレッサー室	11	
遮音実験室	40	
正門守衛室		
施工シミュレーション施設		52
計	3,324	498

※ 実験室等の防爆型、防塵型含む。

粉塵帯電実験室（スターター形）以外はラピッド型。

2 仕様

項目	規格品質
給電構造	電源内蔵両側給電
口金の規格	G13 または GX16t-5
入力電圧	AC100V 又は 200V
消費電力	15W 以下
全光束	2,000 ルーメン以上
1m 直下照度	400 ルクス以上
演色性評価指数	Ra80 以上
色温度	4,600~5,400K の範囲内
ちらつき	ちらつきを感じない
設計寿命	40,000 時間以上
動作保証温度範囲	5℃~35℃
C I S P R	CISPR14 を満たしていること
P L 保険	P L 保険に加入していること
過電流保護回路	過電流に対する保護回路・装置を有していること

【注意事項】

入札の日を含め3営業日以内に別紙2（納入品仕様提示様式）と記載内容の根拠となる資料（カタログ、仕様書、試験検査結果等）を提示してください。

【その他の条件】

L E D 照明の L E D 素子その他に関して、特許侵害について、係争中の製品でないこと。

【製品候補の例】

（次の製品であっても、仕様を満たすことの確認、仕様提示及び根拠資料の提出は応札者が行うこと）

- LDG40S・N/14/20 (IRIS OHYAMA)
- R-FAC40KW2 (ROHM)
- 340BH (ODELIC) 等

納入品仕様提示様式

項目	規格品質	納入品仕様 (注 1)	番号 (注 2)
給電構造	電源内蔵両側給電		1
口金の規格	G13 または GX16t-5		2
入力電圧	AC100V 又は 200V		3
消費電力	15W 以下		4 (注 3)
全光束	2,000 ルーメン以上		5 (注 4)
1m 直下照度	400 ルクス以上		6 (注 5)
演色性評価指数	Ra80 以上		7 (注 6)
色温度	4,600~5,400K の範囲内		8 (注 7)
ちらつき	ちらつきを感じない		9 (注 8)
設計寿命	40,000 時間以上		10 (注 9)
動作保証温度範囲	5℃~35℃		11 (注 10)
C I S P R	CISPR14 を満たしていること		
P L 保険	P L 保険に加入していること		
過電流保護回路	過電流に対する保護回路・装置を有していること		

【注意事項】

- 注 1 入札の日を含め 3 営業日以内に納入品の性能を記載し、記載内容の根拠となる資料 (カタログ、仕様書、試験検査結果等) を添付して提示してください。
- 注 2 根拠資料には番号を記載し、性能が記載された箇所が分かるようにしてください。
- 注 3~10 製品仕様書又は測定結果が記載された試験検査結果 (あるいは根拠データ) を添付してください。

取付作業

1 日程等

- (1) 土日祝日に加え平日も作業可能である。ただし、平日の場合は必要な日時調整を行うこと。
- (2) 作業前に、作業日程及びおよその作業時間を提示し、必要な日時調整を行うこと。
- (3) 毎月15日までに作業経過を発注担当者あてに書面で報告すること。

2 法令の遵守

- (1) 電気配線の配線替え作業は、関係法令を遵守し電気工事士の有資格者が行うこと。
- (2) 既存照明の安定器及び蛍光灯は取り外し、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (3) 作業時の安全対策等、関係法令を遵守し実施すること。
- (4) その他、関係法令を遵守すること。

3 作業

- (1) 既存の安定器を介さずに両側給電できるよう、配線替え作業を行うこと。
- (2) 作業後の誤装着等を防ぐため、表示シール（原則として、名刺サイズ大の経年劣化しない材質であること。）を照明器具に貼付すること。
- (3) 地震等でもランプが落下しないように、支持具による落下防止措置を講じること。ただし、GX16t-5口金を使用する場合、適合する口金に全数取り替えること（その際、支持具の取付は不要）。
- (4) 上述（（1）～（3））に依らない部分は、配線・取付作業はメーカー標準仕様とする。
- (5) 既存照明の安定器及び蛍光灯は取り外し、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (6) 作業により、既存建物、物品等に損傷を与えた場合は、発注担当者に報告の上、復旧、修理すること。
- (7) 作業前、作業後について確認できるよう作業写真を撮影し、場所と数量が分かるよう整理し記録すること。
- (8) 作業開始前と完了後に照明器具全ての直下（または直下近傍）での照度測定（夜間点灯時）を行い記録すること。
- (9) 作業完了後自主検査を行い、適切な取付や必要な性能を確保していること等を確認すること。特に、取付角に注意し直下照度を確保すること。
- (10) 受注者は、上述（（7）～（9））の記録及び自主検査の結果を、受入検査の2営業日前までに書面及びDVDで提出した上で、受入検査を受けるものとする。